

意見案第1号

A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響への確実な対応を求める意見書

去る令和5年8月24日、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（以下、「関係閣僚会議」という。）の決定に基づき、東京電力は、福島第一原子力発電所の多核種除去設備等（A L P S）処理水の放出を開始した。

政府は、この関係閣僚会議において、「『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針』の実行と今後の取組について」を決定し、今後は、国と東京電力が実施する安全確保の取組について、国際専門家を含む I A E A タスクフォースが海洋放出前・中・後と継続的にレビューを実施することで、第三者が安全性を徹底的に確認し、放出前後には I A E A 職員が福島第一原発に常駐し、確認を継続する体制を構築することとした。

特に放出直後においては、海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充し、関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトの運用を始めるなど、国内外に情報を発信しているところであり、環境省の第1回目の放出に関するモニタリング結果は、トリチウムが11カ所全てで検出下限値未満（7から8ベクレル毎リットル未満）、また念のため測定を行ったガンマ線核種についても、全て検出下限値未満であったことを公表し、自然界にあるトリチウムの濃度範囲（日本全国）と比較しながら、科学的根拠をもってその安全性を国内外に示している。

しかしながら、これまで、処理水の海洋放出に強く反対してきた中国政府は、放出開始日と同日に「原産地が日本である水産物（食用水産動物を含む。）の輸入を全面的に暫定的に停止する」と発表し、モニタリング結果の公表後もその措置を解除していない。

中国政府は、本年7月から、既に輸入水産物に対する放射性物質の全量検査などの輸入規制措置を開始しており、我が国は、この規制措置の解除を強く申し入れてきたものの、処理水放出を受け、中国政府は、これまでの措置を上回る全面的な輸入停止措置に踏み切った。

これら中国政府の一連の対応は、科学的根拠に基づくものではなく、国際社会に誤った認識を持たれることになりかねないことから、我が国としては、到底受け入れられるものではない。

北海道のホタテガイやナマコは、その多くが中国に輸出されており、輸入の停止により国内に在庫が滞留することで産地価格の下落を招き、漁業者の経営はもとより、流通・加工業などをはじめとする水産関連産業全体へ重大な影響が生じ始めている。

また、訪日客の相次ぐキャンセルなど、直接処理水の放出とは関連のない産業にまで影響が生じ始めている。こうした風評被害の影響は、一産業にとどまらず、地域経済全体を巻き込む問題となっている。

よって、国においては、中国をはじめとした諸外国の反応により生じる風評被害が、地域経済全体に重大な影響を及ぼしかねない状況であることを十分に踏まえた上で、情

勢の変化に応じて、効果的な対策を柔軟かつ機動的に推進するとともに、被害が生じた場合には万全な対応を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国が全責任を持って、中国政府と外交上の交渉を行い、水産物に関する輸入停止措置を即時に撤廃させること。
 - 2 輸入停止措置に起因する漁業者・流通・加工業をはじめとする水産業関係者の損失の全てに対し、事業者が資金繰り等に窮することのないよう、概算による賠償金の支払いを行うことなども含め、国が全責任を持って、速やかかつ確実に対応すること。
 - 3 中国向け水産物の輸出が困難な現状を踏まえ、国内の消費拡大や他国への輸出の取組への支援などについて、制度の柔軟な運用や需要に応じた基金の随時積み増しを行うなど、万全な対策を講ずること。
 - 4 風評被害が認められるあらゆる産業について、国が全責任を持ってその把握に努めるとともに、効果的な支援措置等を講ずるなど、速やかかつ万全な対応を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣 経済産業大臣	

北海道議会議長 富原 亮